

国立市議会議長 青木 健 様

国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日に固定化する意見書の提出を求める ことに関する陳情

陳情の趣旨

「海の日」は、昭和 16 (1941) 年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治 9 (1876) 年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年 7 月 20 日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

第 1 回海の日である平成 8 (1996) 年 7 月 20 日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域 (EEZ) 200 海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成 19 (2007) 年 7 月 20 日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた 7 月 20 日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成 15 (2003) 年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7 月の第 3 月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟 193 カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって 7 月 20 日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を 7 月

20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案としてその成立を期することといたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願いする次第です。

陳情事項

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を内閣総理大臣宛に提出されたい。

以上